資料１

平成３０年度　再評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	県事業 補助	県事業 交付金	県事業 県単	市町村事業	事業主体	事業採択年度	完了予定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分 再評価	再評価の実施区分 再々評価	事業名	路線名（地区名）	施工場所
1	農地整備課		○			岐阜県	H22	H30	836		○	経営体育成基盤整備事業	午北（ウマキタ）	羽島市
2	森林整備課		○			岐阜県	H2	H34	6,080		○	公共林道事業	揖北（イホク）	揖斐川町
3	森林整備課		○			岐阜県	H元	H32	4,867		○	公共林道事業	中美濃（ナカミノ）	関市、美濃市、郡上市
4	森林整備課		○			岐阜県	S48	H36	5,415		○	公共林道事業	大谷（オオタニ）～大栃（オオトチ）	関市、郡上市
5	森林整備課		○			岐阜県	H2	H34	3,628		○	公共林道事業	白尾（シラオ）～鷲見（ワシミ）	郡上市
6	森林整備課		○			岐阜県	H4	H38	4,041		○	公共林道事業	二間手（フタマテ）～水沢上（ミゾレ）	郡上市
7	森林整備課		○			岐阜県	H5	H32	4,889		○	公共林道事業	加茂東（カモ ヒガシ）	白川町、東白川村
8	森林整備課		○			岐阜県	H5	H32	6,191		○	公共林道事業	恵北東（ケイホク ヒガシ）	中津川市
9	森林整備課		○			岐阜県	H5	H40	7,699		○	公共林道事業	三森山（ミツモリ ヤマ）	中津川市、恵那市
10	森林整備課		○			岐阜県	S62	H33	9,600		○	公共林道事業	下呂（ゲロ）～萩原（ハギワラ）	下呂市
11	森林整備課				○	飛騨市	S60	H42	2,285		○	公共林道事業	森安（モリヤス）～万波（マンナミ）	飛騨市
12	道路建設課		○			岐阜県	H26	H32	1,200	○		道路改築事業	（主）岐阜美山線（ギフ ミヤマ）　大学北工区（ダイガク キタ）	岐阜市
13	道路建設課		○			岐阜県	H26	H42	6,600	○		道路改築事業	（国）303号　西横山（ニシヨコヤマ）バイパス	揖斐川町
14	道路建設課		○			岐阜県	H25	H38	1,470	○		道路改築事業	（主）岐阜巣南大野線（ギフ スナミ オオノ）　下磯麻生（シモイソ アソウ）工区	大野町
15	道路建設課		○			岐阜県	H25	H33	1,450	○		道路改築事業	（国）248号　山田（ヤマダ）バイパス	関市
16	道路建設課		○			岐阜県	H19	H32	1,560		○	道路改築事業	（国）418号　肥田瀬（ヒダ セ）拡幅	関市
17	道路建設課		○			岐阜県	H19	H32	1,410		○	道路改築事業	（主）可児金山線（カニ カナヤマ）　飯高（イイダカ）工区	七宗町
18	道路建設課		○			岐阜県	H18	H44	2,300		○	道路改築事業	（主）豊田多治見線（トヨタ タジミ）　滝呂（タキロ）バイパス	多治見市
19	道路建設課		○			岐阜県	H24	H37	1,200	○		道路改築事業	（一）土岐南多治見インター線（トキ ミナミ タジミ）　下石（オロシ）工区	土岐市
20	都市整備課		○			岐阜県	H11	H40以降	41,600		○	連続立体交差事業	名古屋鉄道名古屋本線（ナゴヤ テツドウ ナゴヤ ホンセン）	岐阜市
21	下水道課		○			岐阜県	S51	H37	153,668		○	木曽川右岸流域下水道事業	木曽川右岸処理区（キソガワ ウガン ショリ ク）	岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町
22	下水道課				○	岐阜市他9市町	S58	H37	287,767		○	流域関連公共下水道事業	木曽川右岸処理区（キソガワ ウガン ショリ ク）	岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町
23	道路建設課	○				岐阜県	H23	H32	4,400		○	道路改築事業	（主）岐阜関ケ原線（ギフ セキガハラ セン）　宗慶（ソウケイ）・温井（ヌクイ）Ⅱ期工区	本巣市
24	**都市政策課**				**○**	**高山市景観まちづくり刷新協議会**	**H29**	**H31**	**3,100**	**○**		**景観まちづくり刷新支援事業**	**高山市景観まちづくり刷新モデル地区**	**高山市**
事業数計		1	20	0	3									
		24												

（別記様式１）

３０景刷第６号
平成３０年１２月１１日

岐阜県知事　古 田　肇　様

高山市景観まちづくり刷新協議会
会　長　西 倉　良 介

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本協議会が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第６の１の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

１　審議対象事業
・事業名
高山市景観まちづくり刷新支援事業
・地区名
高山市景観まちづくり刷新モデル地区
・再評価の要件
社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じたため
（景観まちづくり刷新支援事業 再評価実施要領細目が策定されたことによる）

２　本協議会で事業評価監視委員会を設置できない理由
協議会単独で必要な委員を任命し、委員会を設置することが困難であるため

３　県の事業担当課名
都市政策課

岐阜県 収 平成 30.12.13 都政第 受 号